

平成30年度 事業部事業計画

1. 基本方針

近年、社会環境の変化により司法書士へ期待される役割も多様化している。空き家対策や所有者不明土地対策に対応するための相続登記促進や地域連携ネットワークの構築、高齢者や障害者に関する司法ソーシャルワーク、農業経営者の法人化に対する支援など国の政策に関わる問題から各地域によって対応の仕方が異なるものなど対処しなくてはならないことも多種にわたる。超高齢化と生産年齢人口減少の流れの中で、今後益々社会のネットワークへの参加を求められることが増えると予想される。

限られた人材の中、司法書士の力が発揮できる事業を取捨選択していき、社会に対して有益な役割を果たしていくことで司法書士の影響力を強めることができるよう努めると共に、各会員には自分自身が司法書士制度の根幹を成す存在であることを自覚していただき、各種事業に協力していただけるよう促していきたい。

2. 事業項目

(1) 相談事業

- ①司法書士総合相談センター茨城での法律相談
- ②消費生活センターへの相談員派遣
- ③空き家対策に関する無料法律相談会への相談員派遣
- ④市町村への相談員派遣
- ⑤東日本大震災に関する法律相談員派遣等
- ⑥多重債務者向け無料法律相談会への相談員派遣
- ⑦その他各種相談会の実施及び各種相談会への相談員派遣
- ⑧相談員の養成

(2) 地域連携・市民救援活動事業

- ①市町村の空家等対策推進協議会への委員推薦
- ②協定締結への働きかけ

③空き家・所有者不明対策関連業務の研究

(3) 司法書士業務拡充事業

- ①相続登記業務の促進
- ②商業登記等業務の推進
- ③新規業務の研究

(4) 茨城司法書士会調停センターに関する事業

- ①調停の実施
- ②手続実施者養成のための研修会の実施
- ③広報活動の実施

(5) 法教育事業

- ①茨城県内高等学校への法教育（消費者教育）講座開催
茨城県教育委員会の後援を受け、県内の公立・私立高等学校で法教育を実施する。
- ②法教育講座の茨城会登録講師制度の充実
講師経験者を中心に、登録講師制度を充実させる。
会員向けの登録講師育成研修を実施する。
- ③相談相手としての司法書士の存在のPR
相談相手として司法書士等を紹介し、トラブルを未然に防ぐ一助とする。

(6) 講師派遣事業

自治体等の要請に基づき、講師派遣を行う。

(7) 市民権利擁護事業

- ①成年後見制度の利用促進事業
自治体等での成年後見人、市民後見人養成講座等に積極的に関わる。
(公社) 成年後見センター・リーガルサポート茨城と連絡協議を行う。
- ②高齢者・障害者等への虐待問題への対応
- ③経済的困窮者に対する法的支援事業の実施

④無戸籍問題に関する調査研究・関係機関との情報交換

(8) 茨城県八士会に関連する事業

茨城県八士会の事業に協力する。

(9) 関係団体の協力事業

地方公共団体、日本司法支援センター（法テラス）、消費生活相談センター、その他の団体との連携強化を図る。

空き家対策関連団体との関係を構築し、協力協同して各種事業を行う。

関東ブロック司法書士会協議会「ADR研修会」の主管

(10) その他

その他事業部に属する事業を行う。